

不法就労・不法滞在防止のための ご理解とご協力をお願いします!!

令和6年中の外国人入国者数は、3,677万9,964人で、前年に比べて1,094万9,154人増加しています。
令和7年1月1日現在の全国の不法残留者数は、7万4,863人で、前年に比べて4,250人減少しています。

外国人による不法滞在、不法就労等の入管法違反の事件は、依然として発生しており、正規の在留資格や就労資格を装うため、偽造在留カードを行使するなど、その手法も悪質巧妙化しています。

このような現状を踏まえ、福岡県警察では、

- 不法就労・不法滞在事犯等の取締り
- 外国人雇用企業・団体、技能実習生、留学生等に対する不法就労・不法滞在防止のための指導啓発活動

等の不法就労・不法滞在防止のための諸対策を推進しています。

これらの対策への正しいご理解とご協力をお願いします!!

外国人を雇用するときは身分確認をしましょう。



外国人を雇用する際は、在留カードやパスポートの記載事項を確認してください。
その際は、在留カード等のコピーや画像ではなく、必ず、実物を確認してください。

主な確認事項は、

- 「在留期間」
- 「就労制限の有無」
- 「資格外活動許可欄」

です。

また、「被面接者と顔写真との同一性」や「生年月日や住所が間違いなく言えるか」などを確認することも有効です。

不法就労は、不法就労した外国人だけでなく、就労させた事業主も処罰の対象となることがありますので、必ず、在留カードやパスポートを確認してください。

働くことが認められていない外国人を雇用した場合やその雇用を斡旋した場合、処罰の対象となることがあります。 また、同処罰には、過失犯の規定が設けられています。

- ※ 資格外活動許可を取得した留学生の稼働時間は、週28時間以内が原則です。
- ※ 留学生の風俗関係業種でのアルバイトは、一切禁じられています。
- ※ 「留学」の在留資格をもっている場合でも学校を除籍になっている場合は、アルバイト活動は認められず、不法就労となります。

身近に潜む犯罪情報の提供をお願いします。

一部の不良外国人と日本人が結託した

- 就労資格のない外国人を不法就労させ、又は不法就労を斡旋する不法就労助長
 - 日本国内で長期滞在・就労するため、日本人との結婚を装って「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する偽装結婚
 - 海外輸出を目的とした自動車盗、金属盗
- などの犯罪が発生しています。

皆さんの身近で、このような犯罪に関する情報があれば、最寄りの警察署又は交番へ情報をお寄せください。